

「成田市制施行70周年記念ロゴマーク」使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「成田市制施行70周年記念ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別記のとおりとする。

（使用の申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、成田市制施行70周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の許可を要しない。

- （1） 成田市が使用するとき。
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- （3） 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

（使用の制限）

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- （1） 成田市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- （2） 成田市観光キャラクター「うなりくん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- （3） 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5） 別に定める成田市制施行70周年記念ロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従って使用しない又は使用しないおそれがあるとき。
- （6） 成田市制施行70周年記念事業を推進するうえで、支障が生ずるおそれがあるとき。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不適當であるとき。

(使用の許可)

第4条 会長は、第2条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可通知書（別記第2号様式）により、却下するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の期間)

第5条 ロゴマークの使用許可の期間は、使用を許可した日から令和6年12月31日までを限度とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(変更申請等)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書（別記第4号様式）に変更に係る書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更を許可するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書（別記第5号様式）により、却下するときは成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書（別記第6号様式）により使用者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を得た用途にのみ使用し、会長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークを使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (4) ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (5) ロゴマークを使用して作成した最終成果物を会長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 会長から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態を報告すること。

- (7) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令を遵守すること。

（使用の許可の取消し）

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。
- 2 会長は、前項の規定による取消しをしたときは、使用者に成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。
- 4 許可取消者は、会長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。
- 5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、会長は一切の責任を負わない。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

（使用に起因する問題）

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、会長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により成田市制施行70周年記念事業実行委員会または成田市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

別記（第1条関係）成田市制施行70周年記念ロゴマーク



第1号様式（第2条第1項関係）

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可申請書

年 月 日

成田市制施行70周年記念事業
実行委員会会長 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

成田市制施行70周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用対象物品 又はサービス	※商品名等
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
目的	
場所	
数量	
期間	年 月 日～ 年 月 日
有償・無償の別	有償（売価 円/税込）・無償

担 当 責 任 者 (連 絡 先)	担当者名： 電話番号： メールアドレス：
添 付 書 類	(1) 使用イメージがわかるもの (2) 会社概要（申請者が法人の場合のみ） (3) 使用対象物が営業行為で食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条の規定による許可を受けなければならない場合は、当該規定による許可を証する書類（食品営業許可証）の写し (4) その他参考となるもの
備 考	

第2号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可通知書

様

成田市制施行70周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の条件を付して許可します。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用方法	
目的	
場所	
数量	
期間	年 月 日～ 年 月 日
使用許可番号	No.
その他	

第3号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書

様

成田市制施行70周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により却下としましたので通知します。

記

（却下対象物）

（却下の理由）

第4号様式（第6条第1項）

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

成田市制施行70周年記念事業
実行委員会会長 宛

<申請者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付けで許可を受けました、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使用許可番号	No.
使用対象物品 又はサービス	※商品名等
変更内容	
変更理由	
添付書類	変更が確認できる資料
備考	

第5号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書

様

成田市制施行70周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用変更について、下記の条件を付して許可します。

記

使用許可番号	
使用対象物品 又はサービス	
変更内容	
その他	

第6号様式（第6条第2項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書

様

成田市制施行70周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付けで申請があった、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用変更について、下記の理由により却下としましたので通知します。

記

（却下対象物）

（却下の理由）

第7号様式（第8条第2項関係）

年 月 日

成田市制施行70周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書

様

成田市制施行70周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付け（使用許可番号No. ）で許可した、成田市制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により許可を取り消します。

記

（取消対象物）

（取消の理由）